

## 保育所等の入所に関する確認書(同意書)

※以下の各項目については、保育所等への入所や運営を適切に行うための事項です。  
確認事項をよくお読みのうえ、署名し、提出してください。

No.	確認(同意)事項	確認欄 同意欄
1	入所手続きに必要な書類は、不備・記入漏れが無いか確認し、必ず提出してください。 書類に不備や未提出がある場合は、保育所等を利用できません。	<input type="checkbox"/>
2	保育所等を退所する場合は、退所を希望する月の末日の2週間前までに役場福祉課に届け出てください。	<input type="checkbox"/>
3	町外へ転出する場合は、その月(ただし、転出日が各月初日の場合は、その前月)までの入所となります。転出が決まったときは、すぐに役場福祉課に連絡をお願いします。 引き続き南関町内の保育所等の利用を希望する場合は、転出先の自治体で手続きをするとそのまま継続して利用できる場合があります。	<input type="checkbox"/>
4	利用者負担額は納期限内にお支払いください。 なお、3か月分以上の利用者負担額が未納となった場合は、児童手当で支給される手当額から徴収する「児童手当特別徴収」を行います。(※認定こども園及び公立保育園を除く。)	<input type="checkbox"/>
以下、保育給付認定のみ		
5	申込後又は保育所等へ入所後、支給認定の要件に変更が生じた場合(※)は、速やかに(遅くとも変更が生じた月の末日までに)役場へ届け出て、「就労証明書」などの保育要件を証する書類を提出してください。提出がない場合は、退所となります。 ※支給認定の要件に変更が生じる例 ・「職場が変わった」又は「仕事を辞めた」 ・「妊娠したため、仕事に行っていない」 ・「怪我や病気などで長期入院になった」 上記以外で状況が変わった場合であっても、まずご連絡ください。 また、就労証明書等の提出をされた次の月からの認定変更になります。	<input type="checkbox"/>
6	求職中の場合は、3か月以内に就労しなければ退所となります。 就労が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
7	雇用(予定)期間が有期で、その期間の満了後に再契約又は更新がある場合は、再契約又は更新の後速やかに新たな就労証明書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
8	保護者が育児休業を取得する場合、育児休業の取得状況を記載した「就労証明書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	町が、保育の利用を必要とする理由に応じた関係機関に質問又は調査をすることに同意します。	<input type="checkbox"/>

南関町長 様

以上の事項について、確認し、その内容に同意し、遵守することを誓約します。  
遵守しない場合、入所(希望)児童が保育所等を退所(利用解約)とされることに同意します。

入所(希望)児童(名: \_\_\_\_\_)

令和 年 月 日 (※有効期限は、入所(希望)日を含む年度の末日までです。)

住所 南関町大字

保護者名 \_\_\_\_\_

## 保育所等の入所に関する確認書(同意書)

※以下の各項目については、保育所等への入所や運営を適切に行うための事項です。

確認事項をよくお読みのうえ、署名し、提出してください。

No.	確認(同意)事項
1	入所手続きに必要な書類は、不備・記入漏れが無いか確認し、必ず提出してください。 書類に不備や未提出がある場合は、保育所等を利用できません。
2	保育所等を退所する場合は、退所を希望する月の末日の2週間前までに役場福祉課に届け出てください。
3	町外へ転出する場合は、その月(ただし、転出日が各月初日の場合は、その前月)までの入所となります。転出が決まったときは、すぐに役場福祉課に連絡をお願いします。 引き続き南関町内の保育所等の利用を希望する場合は、転出先の自治体で手続きをするとそのまま継続して利用できる場合があります。
4	利用者負担額は納期限内にお支払いください。 なお、3か月分以上の利用者負担額が未納となった場合は、児童手当で支給される手当額から徴収する「児童手当特別徴収」を行います。(※認定こども園及び公立保育園を除く。)
以下、保育給付認定のみ	
5	申込後又は保育所等へ入所後、支給認定の要件に変更が生じた場合(※)は、速やかに(遅くとも変更が生じた月の末日までに)役場へ届け出て、「就労証明書」などの保育要件を証する書類を提出してください。提出がない場合は、退所となります。 ※支給認定の要件に変更が生じる例 ・「職場が変わった」又は「仕事を辞めた」 ・「妊娠したため、仕事に行っていない」 ・「怪我や病気などで長期入院になった」 上記以外であっても、状況が変わった場合は、まずご連絡ください。 また、就労証明書等の提出をされた次の月からの認定変更になります。
6	求職中の場合は、3か月以内に就労しなければ退所となります。 就労が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。
7	雇用(予定)期間が有期で、その期間の満了後に再契約又は更新がある場合は、再契約又は更新の後速やかに新たな就労証明書を提出してください。
8	保護者が育児休業を取得する場合、育児休業の取得状況を記載した「就労証明書」を提出してください。
9	町が、保育の利用を必要とする理由に応じた関係機関に質問又は調査をすることに同意します。

南関町長 様

以上の事項について、確認し、その内容に同意し、遵守することを誓約します。

遵守しない場合、入所(希望)児童が保育所等を退所(利用解約)とされることに同意します。

入所(希望)児童(名: \_\_\_\_\_)

令和 年 月 日 (※有効期限は、入所(希望)日を含む年度の末日までです。)

住所 南関町大字

保護者名